

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K4 — 140
- 2 案件名 二要素認証環境更新に係る賃貸借及び保守に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和9年(2027年) 3月31日
(履行期間) 令和4年(2022年) 4月1日 ~
令和9年(2027年) 3月31日
- 5 契約相手方
住所 大阪府大阪市中央区和泉町2-2-2
社名 株式会社内田洋行

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 8号該当

(指定理由)

本案件については、制限付き一般競争入札を2回行いましたが、いずれも不調となりました。

契約締結後に実施する設計及び構築作業には6か月程度を要する見込であり、それらの期間を考慮すると、再々度の入札を行う時間的な余裕がありません。

以上のことから、初回、2回目ともに応札の意思があった上記事業者と、特名随意契約によるリース契約を締結するものです。

7. 問い合わせ先

課名：情報政策課

内線：2559

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 4 8
- 2 案件名 サーバ統合化基盤（一次稼働分）及び
大量印刷用ページプリンタ更新対応業務委託（税システム）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方
住所 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
社名 株式会社 日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第 1 項ただし書該当

(指定理由)
市民税賦課収納システムについては、上記契約相手方と平成29年1月1日から令和5年12月31日までの長期継続契約を締結しています。
市民税賦課収納システムの印刷機能は、当市マシン室に設置している大量印刷用ページプリンタを利用していますが、令和3年度には、当該プリンタの再リースが終了します。また、市民税賦課収納システムが搭載されているサーバ統合化基盤についても再リースが終了します。これらの機器更新に伴って、市民税賦課収納システム側にも改修作業が発生します。
市民税賦課収納システムは、日立システムズ製のパッケージ「ADWORLD」を利用していますが、日立システムズが「ADWORLD」の著作権を有しているため、当該作業は同社しか実施できません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：2514

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 ペイジー口座振替受付サービスに係るモバイル端末の更新
- 2 案件場所 宝塚市企画経営部 市税収納課
- 4 契約日 令和3年(2021年) 9月14日
- 5 契約相手方
住 所： 千葉県千葉市美浜区中瀬1-8
社 名： セイコーソリューションズ株式会社
- 6 指定理由
(根拠) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 該当
宝塚市契約規則第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由) ペイジー口座振替受付サービスに対応する端末機を取り扱う会社は従来
2社のみでしたが、うち1社がモバイル端末の新規販売を終了したため、
残る1社と契約します。
- 7 問合わせ先
課名： 市税収納課 内線： 2432

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 宝窓委－1 4
- 2 案件名 キャッシュレスレジ等保守管理業務委託契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和8年（2026年）10月31日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪府大阪市北区松ヶ枝町5－15
社名：株式会社テラオカ関西
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本機器の調達、研修及び保守にあたっては、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があったことから、プロポーザル方式により企画提案を公募し、上記事業者を優先交渉権者として選定したため。
7. 問い合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2682

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 宝窓委－1 5
- 2 案件名 キャッシュレスレジ等研修業務委託契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和8年（2026年）11月12日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪府大阪市北区松ヶ枝町5－15
社名：株式会社テラオカ関西
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本機器の調達、研修及び保守にあたっては、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があったことから、プロポーザル方式により企画提案を公募し、上記事業者を優先交渉権者として選定したため。
7. 問い合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2682

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 宝塚市国民健康保険診療所
ベッドサイドモニタ（歯科）・心電計・ホルター心電計（医科）

3 案件場所 宝塚市大原野字南穴虫 1 - 8 5 宝塚市国民健康保険診療所

4 納入期限 令和 3 年（2021 年）9 月 30 日

5 契約相手方

住所：大阪市淀川区宮原 3 - 5 - 3 6 新大阪トラストタワー 6 F
社名：日本光電工業株式会社 関西支社

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

（指定理由）

国民健康保険診療所では、通常の診療に加えコロナウイルスワクチン接種を行っていることや、高齢者の多い地域であることから、患者の容態急変に備える必要がある。

ベッドサイドモニタ・心電計・ホルター心電計は患者のバイタルサインを継続的に測定・監視することができるため、ミスの許されない患者の容態急変への対応にあたって不可欠な製品である。

現在国民健康保険診療所に設置しているベッドサイドモニタと心電計は故障中であり、安全な医療の提供を行う上で早急に製品を入れ替える必要があるが、上記の製品はコロナ禍の需要の高まりにより現在品薄で納期までに納入できる業者は同社しかないので、特名随意契約を締結するものである。

7. 問合わせ先

課名：国民健康保険課

内線：2 6 6 4

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委－3
- 2 案件名 宝塚市MCA防災行政無線システム保守点検業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町1－1 地内
- 4 契約期間 契約の日から
令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島浜2－2－8
社名： 西菱電機株式会社大阪支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務は、災害時に避難情報等を放送するため確実な作動が求められる宝塚市MCA防災行政無線に関わる保守点検業務である。MCA防災行政無線は、通信情報、監視、遠隔制御コマンド、制御手順等について、メーカーがそれぞれに開発しているため、異なる他社が対応（保守管理）することが出来ない。
以上の理由から、本市が導入しているシステムを構築した上記業者を指定して契約する。
- 7 問合わせ先
課名：総合防災課 内線：2271

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 P 3 - 2 8
- 2 案件名 宝塚市内公園灯等LED化業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：兵庫県神戸市東灘区青木5-5-27
社名：藤井電機株式会社 神戸支社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本案件について、6月24日から7月29日まで、公募型プロポーザル形式を実施し、「令和3年度宝塚市内公園灯等LED化業務プロポーザル審査会」において、厳正なる審査を実施しました。

その結果、藤井電機株式会社神戸支社が優先交渉権者として選定されたため、特名随意契約を行います。

7. 問合わせ先

課名：公園河川課

内線：2282

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第965号
- 2 案件名 サーバ統合化基盤（一次分）機器更新対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約の日から令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST
社名： 富士通 Japan 株式会社 兵庫支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在稼働している介護保険システムの開発、導入及び法改正やサーバ機器更新等の対応業務については、上記業者が行っており、同システムや現在稼働している機器を熟知していることから、効率的かつ適正にサーバ機器更新への対応を行うことができる。また、同業者以外のものが対応を行った場合、責任体制が不明確になり、著しく支障を生じるおそれがあるため。
- 7 問合わせ先
担当：介護保険課 内線：2613

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 ー
- 2 案件名 焼却炉用部品
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和3年 (2021年)10月15日
- 5 契約相手方 三菱重工環境・化学エンジニアリング 株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

本案件において調達する物品は、特殊な設備の部品であり、他の者は製作していないため。

7. 問い合わせ先

課名： 管理課

87-4844